

協議第30号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について、別紙（案）のとおり行うことについて、承認を求める。

平成18年1月31日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会長 磯 良 史

## 笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について（案）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会は、笠間市、友部町及び岩間町の合併に関する協議及び新市建設計画の策定並びに3市町の合併に関し、必要な事務を完了しその役割を終了することから、平成18年3月18日をもって、協議会の全ての活動を停止し次の処理を行い廃止する。

### 記

- 1 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の収支については、協議会規約第17条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 決算については、2月中に決算見込み額にて監査委員の監査を受け、速やかに決算・監査報告書を作成し、最終の協議会へ提案する。なお、打ち切り決算となることから、未払いのものについては、笠間市に帰属する。
- 3 決算に伴う不用額及び合併協議会が所有する備品、事務用品等については、全て笠間市に引き継ぐ。

《関係法令等》

**地方自治法 抜 粋**

(協議会の設置)

**第二百五十二条の二** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

**第二百五十二条の六** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

**笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約 抜 粋**

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。